

各位

建設工事請負契約書及び契約約款の一部改正について（お知らせ）

八戸市では、令和2年10月1日に施行した建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の一部改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））を受け、下記のとおり建設工事請負契約書及び契約約款の一部を改正したのでお知らせします。

1 改正の概要

- (1) 工事を施工しない日又は施工しない時間帯の追加（法第19条第1項第4号）【契約書】
- (2) 監理技術者の専任義務の緩和（法第26条第3項）【約款】
→改正建設業法に監理技術者を補佐する者について、新たに規定されたことを踏まえ、関係規定を整備
- (3) 著しく短い工期の禁止（法第19条の5）【約款】
→発注者が工期の延長又は短縮を行う際、工事従事者の労働条件が適正に確保されるよう考慮する義務規定を整備

2 施行日

今回の改正は、令和3年4月1日以降に契約締結する案件から適用となります。

3 留意事項

- (1) 県に準じ、建設工事請負契約において、工事を施工しない日又は時間帯の定めをする場合を、「週休2日確保工事」のうち「発注者指定型」に該当する場合とします。
「受注者希望型」は、工事を施工しない日又は時間帯の定めをしない場合に該当します。
「週休2日確保工事」に該当するかどうか、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の選択については、特記仕様書又は現場説明書に定めます。

【記載例】

<例1>工事を施工しない日	}	別冊特記仕様書第2条の1の2のとおり 又は 別冊現場説明書1の(3)のとおり
工事を施工しない時間帯		
<例2>工事を施工しない日		毎週土曜日及び日曜日
工事を施工しない時間帯		定めなし
<例3>工事を施工しない日	}	定めなし
工事を施工しない時間帯		

- (2) 監理技術者を専任で配置しなければならない工事現場において、監理技術者補佐を当該工事に専任で配置する場合は、当該監理技術者の専任が解除され、2現場を限度に兼務することが認められます。
- (3) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補※又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者です。

(※1級技士補：令和3年4月1日に施行となる、建設業法第27条（技術検定）に規定の第1次検定合格者。)